

サウジアラビア向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成26年11月20日

26水漁第1054号

水産庁長官通知

一部改正

平成27年〇月〇日

27水漁第〇〇〇号

水産庁長官通知

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、サウジアラビア政府は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、山梨県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都及び千葉県（以下「福島県等の12都県」という。）において生産された水産物について、輸入時に我が国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書の添付を求めている。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁又は水産庁と協議の上本通知に基づく証明を行う都道府県の水産部局（以下「発行機関」という。）の担当官が、証明書を発行する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国からサウジアラビアへ輸出される水産物

第3 証明書発行の要件

- 発行機関は、（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。
 - 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。
 - 福島県等の12都県の沿岸域において採捕されたもの及び福島県等の12都県で水揚げ又は加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。
- 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

- 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）まで及び必要に応じて（6）、（7）又は（8）に掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、以下の（4）から（7）までの書類に代えて、都道府県水産部局長による事前確認書を提出することができる。

 - 証明書発行申請書（別記様式1）
 - 必要事項を記入した別記様式2
 - （2）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
 - 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類

- (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
 - (6) 第3の1の(1)に該当する場合は、製造年月日について確認できる書類
 - (7) 第3の1の(2)に該当する場合は、検査機関が行った食品中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
 - (8) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式3の委任状
- 2 発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
- 3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 (Tel 03-3501-1961) 又はホームページ上で公表する発行機関の連絡先

(別記様式1)

サウジアラビア向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

事業者名
所在地
代表者名 (印)
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 (印)

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「サウジアラビア向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成26年11月20日付け26水漁第1054号水産庁長官通知）」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

(別記様式2)

Declaration for the import into Kingdom of Saudi Arabia of Food from 12 Prefectures in
Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station

Invoice No.....Declaration No.....

.....
..... (competent authority)

DECLARES that the food and/or feed of this consignment composed of.....

.....
..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)
embarked at..... (embarkation place)
on (date of embarkation)
by (identification of transporter)
going to (place and country of destination)

has been harvested and /or processed (before ☐ after ☐) 11 March 2011 (check the box),

is originating from ☐ Ibaraki, ☐ Tochigi, ☐ Gunma, ☐ Fukushima, ☐ Miyagi, ☐ Yamagata, ☐ Niigata, ☐ Nagano,
☐ Yamanashi, ☐ Saitama, ☐ Tokyo and ☐ Chiba (check the box before the name of original prefecture of
consignment or product), has been sampled on (date), subjected to
laboratory analysis on (date), in the
..... (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides
(Bq/kg), caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the Gulf
Standard No.988/1998. The analytical / laboratory report is herewith attached.

Exporter (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Done at on

Stamp and signature of authorized
representative of competent authority

(別記様式3)

平成 年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

委 任 状

事業者名

所 在 地

代表者名

㊞

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「サウジアラビア向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成26年11月20日付け26水漁第1054号水産庁長官通知）」に基づく証明書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所 在 地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使 用 印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。